

旭川市子ども・子育て審議会
平成28年度第4回就学前教育及び保育についての
各種基準の見直しに関する専門部会議事録（案）

- 1 日時 平成28年8月30日（火）18：30～20：20
- 2 場所 旭川市役所第二庁舎6階 会議室
- 3 出席委員 佐々木委員，佐藤委員，武田委員，藤原委員，宮崎委員
（欠席委員）なし
- 4 事務局 子育て支援部
こども育成課 堀内課長，飯森主幹
こども育成係 田上係長，小久保，斎藤
保育給付係 上田係長，梅津，金平
こども事業係 工藤係長，新井主査，片岡
- 5 傍聴者 0名
- 6 議事概要

【議事】

（1）調査審議

- ① 「保育の利用に係る優先利用等について」
- ② 「幼稚園型一時預かり事業の利用料金設定について」
- ③ 「標準時間を超える延長保育に係る利用料金設定について」

※ 事務局より①「保育の利用に係る優先利用について」の説明し，その各項目で質問・意見等を聞く形となった。

・資料1-1 2-（1）保育士等の範囲について

（委員） 養護教諭は，子育て支援員研修の修了に関係なく，幼稚園に配置される養護教諭のことか。

（事務局） 幼稚園に配置される養護教諭のことである。

（委員） 調理員等については，子どもの保育に直接携わることがないという考えから該当しないということか。

（事務局） そのとおりである。

※ 2-（1）保育士等の範囲については事務局案のとおりとなった。

・2-（2）勤務施設等について

（委員） 待機児童の解消を目的に実施することは認識しているが，児童養護施設は該当しないのか。児童養護施設職員の中にも保育士が必要であり，現状では児童養護施

設における保育士の確保も相当厳しい状況になっている。さらに、児童養護施設職員は通常24時間勤務であるため、保育士確保が必要であるとする。

(委員) それは旭川育児院のことか。

(委員) そのとおりである。保育所側から言えばこの考え方はとてもありがたいことだが、保育士という枠組みで言えば児童養護施設も同じ考えになる気がするが市としてはどのように考えているのか。

(事務局) 検討させていただきたい。

(委員) 事業所内保育施設は該当しないのか。

(事務局) 地域型保育事業に該当する。

※ 児童養護施設等の児童福祉施設を対象とすることについて事務局で検討することとし、その他については事務局案どおりとなった。

・ 2- (3) 確認書類について

(委員) 確認書類の中に雇用証明書とあるが、利用申込時に雇用証明の提出を求めているので、ここで重複させなくてもいいのでは。利用申込時と別に提出させるということか。

(事務局) 利用申込時に、併せて優先利用の届け出をする際は、雇用証明書と資格証の提出が必要であり、利用申込は既に済ませている方が、優先利用の申し込みをする際は資格証のみの提出で構わない。

※ 2- (3) 確認書類については事務局案どおりとなった。

・ 2- (4) 調整点数について

(委員) 入所に必要なアベレージの点数はないと思うが、必要なラインに届くような加点は見込めるのか。

(事務局) 優先度を高くすることによって、その分の保育の受け皿が拡大されることを考えると、かなり高い優先度になると思う。

(委員) 点数が公表されることはないと思うが、「あの人だけが優先的に扱われたよね」等といったことが起きないのかと懸念を示された人がいた。加点式は良いが、どのような形で加点されたのか等、その情報は市で管理されるという認識で良いか。

(事務局) 加点内容については、ホームページ等で公表するが、個別の選考結果について公表することはない。

(委員) それなりの調整点数がつくということか。

(事務局) フルタイムで働いている人やひとり親であるなどでも点数差は出てくると思うが、その上に保育士であるという加点も入ることで、一定程度高い点数はつくと思う。

※ 2- (4) 調整点数については事務局案どおりとなった。

・ 2-（5）実施時期について

（委員） 現に保育士で働いている方で子どもの入所先等で苦悩している人もいますので、可能な限り速やかに実行していただきたいと思う。

※ 2-（5）実施時期については事務局案どおりとなった。

事務局より資料1-2「通年制保育園の閉園に伴う優先利用等の考え方について」説明し、その各項目で質問・意見等を聞く形となった。

・ 資料1-2 3-（1），（2）について意見はなかったため、3-（3）1号認定子どもとなる在園児（（1）以外の児童）について

（委員） 1号認定子どもの定員と受け入れについてだが、文面の2行目の『通年制保育園の在園児がいる間に限り、弾力的な運用を認める』、文末の『地域の一定程度の範囲内に他の幼稚園、保育所などが無いことから在園児が卒園後も弾力的な運用ができるよう』、この2つの弾力的な運用の内容は違うと思うが、具体的に弾力的な運用とは何を示しているのか。

（事務局） 弾力的な運用については、2行目は4月1日現在での定員超過を一定程度認めるという意味であり、文末は、減算措置にならないよう、事業者と協議しながら各年度において、定員変更を弾力的に行っていけるという意味である。

（委員） 今回、通年制保育園の在園児を受け入れるために1号の定員を弾力的な運用ができるようにするのは理解できるが、例外的な取扱いを拡げていくことがあれば、制度上の運営で問題が生じかねないと思う。

（事務局） 今回示した考えについては、第1期も第2期も共通の考えであり、認定こども園の1号認定子どもの受け入れについては、原則利用定員の範囲内で受け入れということである。ただし、郊外の東鷹栖・西神楽の認定こども園については、郊外に必要な施設という判断で設置するという方針となったので、地域の方の利用状況を踏まえて弾力運用や定員の変更について事業者と協議して運営を進めていきたいと考えている。それ以外の園については原則他の園と同じ考えであるが、東旭川保育園の在園児については、今後保護者説明会を行っていくため、周知してから利用申込みまでの期間が短いことを配慮した取扱いとした。

※ 3-（3）については事務局案どおりとなった。

・ 3-（4）移行施設以外への入所について

（委員） 神居・神居つくし・緑が丘保育園の閉園後の児童の行き先について市の考えはあるのか。

（事務局） 平成27年度の申し込み時期から通年制保育園は閉園になる話をしており、基本的には利用者を選択していただくこととなる。移行施設である認定こども園へは、

距離があるため他の園に入所する選択肢もあり、近隣の園にも御協力いただきながら入所の案内を行っていきたいと考えている。

※ 3-(4)については事務局案どおりとなった。

①「保育の利用に係る優先利用について」は、資料1-(2)について出た意見を踏まえて答申案で示すことで了承を得た。

事務局より②「幼稚園型一時預かり事業の利用料金設定について」説明。

(委員) 資料2-1の②にある適正な水準というのは、一時預かりの保育内容が適正な水準であることを指しているのか。あるいは料金が適正な水準であるということ指しているのか。

(事務局) 今現在の運用においては、各園の現在の設定に委ねるという扱いとしているので、事案は今までないが、今の運用のままでいくと例えば、設定料金を0円にしますということが場合によってはあり得るという状況が想定される。国の補助を受けてという取り扱いもある中で、国の水準の中では1時間100円以内という考え方を持って補助事業を組み立てていることを考えるときに、ある一定の負担の水準という部分を持った考え方で、旭川市も運用をしていかなければならないと考えている。

※ ②「幼稚園型一時預かり事業の利用料金設定について」は事務局案どおりとなった。

事務局より、③「標準時間を超える延長保育に係る料金設定について」説明。

(委員) 現在までの運用の中では、保育料階級によってスポット的に利用する際の負担感があることから、見直しについては理解できるし、保護者の利便性の向上に繋がると思うが、一方で現場と保護者の金銭トラブルが生じかねないこともあるので、運用上のルール設定はある程度の規則性はあった方が良く思う。日額の利用設定は、申請主義という形にしたほうが良いと思う。

(委員) 確かに金銭授受の関係は、施設の事務負担は大きくなるのではないかと思う。

(事務局) 日額による利用申請書をいただいた方は、日額の取り扱いにするなど考えているが、具体的な事務手続きについては、今後事業者と協議しながら整理していきたい。

※ 運用にあたっては、現場の混乱を招かないようにすることについて付記した答申案を作成することで、③「標準時間を超える延長保育に係る料金設定について」は事務局案どおりとなった。

(2) その他

※ 次回の基準部会で答申案の確認を行う予定であったが、答申案については、事務局

で作成の上、部会長が確認することです承を得た。